

公募型見積合わせ公告

秋田県農業共済組合 県北家畜診療所（倉庫 2 棟含む）、大館市立寄所 解体工事 ㉠ の公募型見積合わせを行うので、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 3 日 ㉡

秋田県農業共済組合
組合長理事 齋藤 実

記

1 対象案件

- (1) 工 事 名 秋田県農業共済組合 県北家畜診療所（倉庫 2 棟含む）、大館市立寄所の解体工事
- (2) 予 定 価 格 設定（公表しない） ㉢
- (3) 工 事 場 所 北秋田市脇神字高村岱 94 番地 1、大館市根下戸新町 196 番地 1
- (4) 工 事 概 要 建物解体及び関連工事 一式
- (5) 建 物 用 途 事務所、倉庫、車庫
- (6) 工 事 期 限 令和 8 年 11 月 30 日（月）

2 参加要件 ㉣

- (1) 秋田県工種別業者等級格付名簿において解体工事 A 級に登載されていること。
- (2) 見積書提出期限の日から相手方決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (3) 主たる営業所が鹿角管内（鹿角市・鹿角郡）、北秋田管内（大館市・北秋田市・北秋田郡）、山本管内（能代市・山本郡）、秋田管内（秋田市・男鹿市・潟上市・南秋田郡）であること。
- (4) 法に定める 1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士、又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者をこの工事に配置できること。

3 必要書類の提出について

- (1) 本案件に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 見積書（貴社様式にて可）
 - ② 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式 2）
 - ③ 契約に係る指名停止に関する申立書（様式 3）
 - ④ 社会保険加入関係書類等、常時雇用の証となるものの写し、各資格の合格証明書の写しを添付のこと。
 - ⑤ 直近の経営事項審査結果の写しを添付のこと。
- (2) 提 出 期 限 令和 8 年 7 月 16 日（木）午後 4 時 00 分 ㉤
- (3) 提 出 先 秋田県秋田市中通三丁目 4 番 50 号 秋田県農業共済組合 本所（2F）

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) この工事に係る設計図書等、既存施設の現地確認が必要な場合は申し出ること。(設計図書等はPDFデータにて提供。)
- (2) アスベスト含有の有無の事前調査結果は別紙のとおり。

5 質疑及び回答に関する事項

- (1) 質疑は、質問書（貴社様式にて可）にて提出すること。
 - ① 提出期限 令和8年7月9日（木）正午 ㊦ まで
 - ② 宛 先 秋田県農業共済組合 副参事 佐藤
(メールアドレス：norikazu-s@nosaiakita.or.jp)
- (2) 受け付けた質疑に対しては、令和8年7月13日（月）に秋田県農業共済組合のホームページへの掲載をもって回答とする。
(ホームページアドレス <https://www.nosaiakita.or.jp/~akita/>)

6 決定に関する事項

- (1) 決定の通知 令和8年7月21日（火） ㊧
決定通知については、令和8年7月21日（火）㊥に通知（FAX）する。通知を受けた際には受けた旨をFAXで返信すること。
- (2) 契 約 日 令和8年8月3日（月）予定 ㊨
内容精査において疑義が発生した場合は契約日の延期、他見積提出者との協議などの措置を講じる場合があります。

7 異議の申し立て

見積提出者は民間連合協定工事請負契約約款、設計図書、質疑回答書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 問い合わせ先
住所：秋田県秋田市中通三丁目4番50号 秋田県農業共済組合 本所（2F）
担当：副参事 佐藤
電話：018-884-5267
FAX：018-835-8226

以上